

一般質問

- ◎一般質問とは、議員が市政全般について市長など執行機関の考えをただし、報告や説明を求めることです。
- ◎ここに掲載したの是要約で、会議録に基づき議員本人が編集したものです。
- ◎詳細は会議録（今回の会議録は、１２月頃からホームページ、図書館、各コミセンにて公開）またはインターネット議会中継をご参照ください。

市問政を！

氏名	質問の要旨
西田 学	1 人口減対策について 2 木室幼稚園の跡地について 3 新型コロナウイルスが大川の駅構想に及ぼす影響について
宮崎 貴仁	1 子育て支援総合施設建設と周辺の環境整備について
宮崎 稔子	1 大川市の水害対策及び市民の防災意識向上へ向けた取り組みについて
箴島かおる	1 「大川市の地域防災計画」について
古賀 寿典	1 大川市の7月の災害について 2 熱中症に関する報告について
永島 守	1 近未来政策について
永島 幸夫	1 7月豪雨災害について
内藤 栄治	1 地域材の活用について

問 インターネットを使った婚活プロジェクトに対する考えは。

答 今後、県の協力をいただきながら、市としてどのような取組ができるのか検討したいと思います。

問 新しい中学校にプールを2基造る場合の費用は。

答 2基で約4億円の見込みです。

要望 4億円を元手にして、給食費等の無償化を検討してもらえないか。新型コロナウイルスの影響で不確定な時代になりつつある。子どもたちには少なくともお昼だけでも安心してお腹一杯食べさせてあげたい。人口減を食い止めることができれば、財政も町内会も将来に希望が持てる。大川市は小さい市だからこそ、幸福度日本一を狙える条件がそろっているはず。ピンチをチャンスに変えるのは今しかないのではないか。

問 木室幼稚園を売却して5か月

過ぎたが、いまだ閉まったままである。プロポーザルの提案にかなっているのか。

答 今年３月に社会福祉法人大川市福祉会に売却しました。計画では、今年度に施設の改修工事を行い、来年度から児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業の開始が予定されており、現在、予定どおり進んでいると聞いています。

問 有明新報の記事に、大川の駅は年間１００万人以上の来場を見込んでいるとあるが、その根拠は

答 県道大牟田川副線の交通量は、１日約１万６千８００台であり、有明海沿岸道路は、さらに多くの交通量が見込まれるためです。

意見 万が一、結果が良くないときに問われるのは市長、市議会議員。さらなる市民への情報発信が大事。場合によっては、市民への聞き取りも必要ではないか。



人口減対策について
木室幼稚園の跡地について
新型コロナウイルスが大川の駅構想に
及ぼす影響について

西田 学 議員

追加議案

● 本案は、議員により提案された意見書で、提案どおり可決され、関係行政庁に提出しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議決結果一覽

「○」 . . . 贊成 「●」 . . . 反對 「—」 . . . 退席

※議長は可否同数の場合以外は表決に参加しません

[illegible]